

【税制改正について】

中小企業経営強化税制につきましては、平成31年3月31日までが適用期限とされていたところですが、平成31年度の税制改正により適用期限が2年延長（平成33年3月31日まで）されることとなりました。

(2-4) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

延長・強化

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業・小規模事業者の「**攻めの投資**」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押し、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】 2年延長（平成33年3月31日まで）

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具备品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長・強化</p> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長</p>		<p>【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長</p>	

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合